

三重県公報

平成30年12月21日 (金)

号 外

		目	 次				
(番号)	(題	 名)			(:	担当)	(頁)
νш 37	条 例	u /			`		(30)
70		タ <i>に</i> !			/ [
78 79	知事の給料の特例に関する 三重県営土地改良事業分担				(人	事 課盤整備課) 4 1 5
79 80	三重県の事務処理の特例に		知わみ正十スタの	âl		政策課	
81	三重県家畜保健衛生所手数			ני	(畜) 12
82	医療法に基づく病院及び診条例の一部を改正する条例			#等を定める		国保課	,
83	知事及び副知事の給与及び	旅費に関する条例	列等の一部を改正	Eする条例	(人	事 課) 14
84	知事等の給与の特例に関す	る条例の一部を改	改正する条例		(同) 20
85	職員の給与に関する条例等	の一部を改正する	る条例		(同) 24
86	公立学校職員の給与に関す				(教育	委員会	
87	三重県議会議員の議員報酬 を改正する条例	、費用弁償及び基	朝末手当に関する	5条例の一部	(県	議会) 41
	規則						
85	三重県営土地改良事業分担	金等徴収条例施行	行規則		(農業基	盤整備課	44
	人 事 委 規 則						
	三重県人事委員会規則7-9 正する規則	(職員の宿日直手	当に関する規則)の一部を改	(人事	委員会) 52
	三重県人事委員会規則7-16 則)の一部を改正する規則	(職員の期末手)	当及び勤勉手当は	ご関する規	(同) 52
	三重県人事委員会規則7-27 正する規則	(初任給調整手)	当に関する規則)	の一部を改	(同) 53
	人事委・教育委規則						
5	公立学校職員の給料および 則	手当の支給に関す	する規則の一部を	で改正する規	(人事委 委員会)	員会・教育	育 55
6	公立学校職員の期末手当及 則	び勤勉手当に関う	する規則の一部を	と改正する規	(司) 56
	議会訓令						
1	三重県政務活動費の交付に	関する条例施行規	規程の一部を改正	Eする規程	(県	議会) 57
2	三重県議会議員の議員報酬 程を廃止する規程	、費用弁償及び類	期末手当に関する	5条例施行規	(同) 59

- ◎ 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第87号)
 1 議会経費の削減のため、議員の旅費の支給等について改正を行うこととしました。
 2 この条例は、平成31年1月1日から施行することとしました。

条

例

知事の給料の特例に関する条例をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県条例第七十八号

知事の給料の特例に関する条例

(回紀)

減額するための特例を定めることを目的とする。に鑑み、平成三十一年一月一日から同年二月二十八日までの間において、知事の給料を第一条 この条例は、障がい者雇用率の算定に係る不適切な事務処理事案が発生したこと

(給料の額の特例)

の算定についての給料月額は、同条の規定による額とする。の月額からその百分の三十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額第二条の規定にかかわらず、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第一条の知事号)第一条及び知事等の給与の特例に関する条例(平成二十九年三重県条例第四十四号)額は、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三第二条 平成三十一年一月一日から同年二月二十八日までの間においては、知事の給料の

温装

- 1 この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成三十一年二月二十八日限り、その効力を失う。

平成三十年十二月二十一日三重県営土地改良事業分担金等徴収条例をここに公布します。

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県条例第七十九号

三重県営土地改良事業分担金等徴収条例

を改正する。三重県営土地改良事業等分担金徴収条例(昭和三十一年三重県条例第六十七号)の全部

(顧加)

る特別徴収金に関し、必要な事項を定めるものとする。 第九十一条第一項に規定する分担金並びに法第九十一条の二第一項及び第六項に規定す第一条 この条例は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。)

(分担金の徴収)

- 分担金を徴収する。七十五号)第六十八条の四の十一に規定するものから、法第九十一条第一項に規定する第三条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第って利益を受ける者で、当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法良事業を除く。以下この条、次条並びに第五条第一項及び第二項において同じ。)によ第二条 県は、県営土地改良事業(法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改
- 土地改良区から当該分担金に相当する額の金銭を徴収することができる。地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する分担金に代えて、当該2 県は、前項に規定する者が当該県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を
- 場合には、当該市町に対し当該費用を負担させることができる。の全部又は一部に代えて、当該分担金に相当する部分の費用を負担することに同意したとする市町が、当該市町の区域内にある土地に係る第一項に規定する者に対する分担金3 県は、県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部

(分担金の額)

- 業の種類に応じて規則で定める費用の割合を乗じて得た額とする。額を加えて得た額)を差し引いて得た額に、百分の五十を上限として、県営土地改良事担計画において定められた事業者の負担総額のうち当該県営土地改良事業に係る部分の当する場合には、当該補助金の額に当該公害防止事業に係る同法第六条第一項の費用負業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)第二条第二項第三号の公害防止事業に該用のうち、国から交付を受けた補助金の額(当該県営土地改良事業が公害防止事業費事第三条 前条第一項の規定により徴収する分担金の総額は、県営土地改良事業に要する費
- 額を割り振って得られた額とする。2 分担金の額は、前条第一項に規定する者に係る土地の面積に応じて前項の分担金の総

(分担金等の徴収方法)

条において「分担金等」という。)は、原則として毎年度二回に分けて徴収し、又は負する額の金銭及び同条第三項に規定する分担金に相当する部分の費用(第六条及び第八第四条 第二条第一項の規定により徴収する分担金、同条第二項に規定する分担金に相当

負担させることができる。担させるものとする。ただし、その者の申出があるときは、これを一時に徴収し、又は

(特別徴収金の徴収)

- 九十一条の二第一項に規定する特別徴収金を徴収する。して八年を経過しない間に、次の各号のいずれかに該当した場合には、その者から法第条において「工事完了の公告の日」という。)の属する年度の翌年度の初日を起算日とた日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日。以下この第三条に規定する資格を有する者が、法第百十三条の三第三項の規定による公告があっ第五条 県は、規則で定める県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき、法
 - う。以下この項において同じ。)をしたとき。又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をい条において「目的外用途」という。)に供するため、所有権の移転等(所有権の移転」当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この条及び次
 - 有権の移転等を受けて目的外用途に供したときを除く。)。 二 当該土地を自ら目的外用途に供したとき(当該土地を目的外用途に供するため、所
- 当する額の金銭を徴収することができる。合には、その者に対する特別徴収金に代えて、当該土地改良区から当該特別徴収金に相地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場と 県は、前項の規定により特別徴収金を徴収されることとなる者が規則で定める県営土
- の者から同項に規定する特別徴収金を徴収する。 する日までの間に、法第九十一条の二第六項当該各号に掲げる行為をした場合には、そた日から、工事完了の公告の日の属する年度の翌年度の初日を起算日として八年を経過する法第八十七条第五項の規定による当該県営土地改良事業の計画を定めた旨を公告し十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用業に限る。以下この項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき、法第九3 県は、県営土地改良事業(法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改良事

(特別徴収金の額)

に係るものを差し引いて得た額)とする。とにより生ずる収入があるときは、当該額から、当該収入額のうち当該転用に係る土地用が行われる場合において、その転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用するこの施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額(農地の農地以外への転額を差し引いて得た額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業出させる分担金等の額及び法第九十一条第六項の規定により市町に負担させる負担金の第三項に規定する県営土地改良事業に要する費用のうち、第二条により徴収し、又は負第六条 前条第一項及び第三項の規定により徴収する特別徴収金の額は、前条第一項及び

(特別徴収金等の徴収方法)

において、その全額を徴収する。同条第一項各号又は法第九十一条の二第六項各号のいずれかに該当した日の属する年度定する特別徴収金に相当する額の金銭(次条において「特別徴収金等」という。)は、第七条 第五条第一項及び第三項の規定により徴収する特別徴収金並びに同条第二項に規

(徴収猶予及び減免)

- 等の徴収を猶予し、又は分担金等を減免することができる。第八条 知事は、災害その他特別の事情があると認めるときは、分担金等及び特別徴収金
- 徴収金等の徴収を免除することができる。の他当該土地につき特別徴収金等を徴収しないことが相当であると認めるときは、特別2 知事は、特別徴収金等の徴収に係る土地の面積が規則に定める面積を超えないときそ

(規則への委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

宝 宝

(桶行期日)

1 この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

(凝過指詞)

- 前の例による。 定により土地改良事業計画を定めた旨を公告した県営土地改良事業については、なお従事業の計画を定めた旨を公告した県営土地改良事業について適用し、同日前に同項の規に法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定により土地改良2 改正後の三重県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後
 - (三重県営畜産経営環境整備事業分担金徴収条例の一部改正)
- の一部を次のように改正する。3 三重県営畜産経営環境整備事業分担金徴収条例(昭和五十二年三重県条例第三十九号)

正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後	故 ப
(世	() () () () () () () () () ()
無 (と)	無 (と)
2 この条例において「基盤整備事業」とは、	2 この条例において「基盤整備事業」とは、
次に掲げる事業で規則で定めるものをい	次に掲げる事業 (三重県営土地改良事業等
心。	分担金徴収条例 (昭和三十一年三重県条例
	第六十七号)第二条第一項第十三号に該当
	<u>する事業を除く。)</u> で規則で定めるものを
	こん。
一~日 (盤)	一~日 (盌)
ო (盤)	ი (盤)

布します。三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県条例第八十号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

うに改正する。三重県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年三重県条例第二号)の一部を次のよ

する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

Jo. 16	
改 正 後	改 旧
別表第二 (第二条関係)	別表第二 (第二条関係)
~ 十七の (器) (器)	~ 十七の (路) (路)
三十 三重県屋外広告物条津市、松阪	三十 三重県屋外広告物条連市、松阪
例(以下この項において市、鈴鹿市、	例(以下この項において市、鈴鹿市
「条例」という。) 及び大台町及び	「条例」という。)及び及び大紀町
同条例の施行のための規大紀町	同条例の施行のための規
則に基づく次に掲げる事	則に基づく次に掲げる事
凝	探
イ 条例第五条第一項の	イ 条例第五条第一項の
規定による広告物の表	規定による広告物の表
示及び掲出物件の設置	示及び掲出物件の設置
ら 粘 巨	の
口 条例第六条第四項及	口 条例第六条第四項及
び第五項の規定による	び第五項の規定による
広告物の表示及び掲出	広告物の表示及び掲出
を作の設調の指し	を作の設画の指向
く 条例第六条第六頃の	く、条例第六条第六頃の
規定による届出の受理	規定による届出の受理
こ 条例第八条の四の規	二 条例第八条の四の規
定による指導、助言及	定による指導、助言及
「	「
規定による条件の付与	規定による条件の付与
く 条 医 無 十 条 無 三 頃 の	〈 ≪ 医 無 十 ≪ 無 川 暦 の
規定による許可	型型型
ト 条例第十一条の規定	ト 条例第十一条の戡点
による報告の受理	による報告の受理
于 条例第十二条第一面	十 条例第十二条第一項

- 改造の許可び掲出物件の変更及びの規定による広告物及
- 与の規定による条件の付り 条例第十二条第二項
- による許可の取消しヌ 条例第十七条の規定
- 置の命令の規定による必要な措化、条例第十九条第一項
- 置の実施の規定による必要な措う 条例第十九条第二項
- び費用の徴収の規定による代執行及り 条例第十九条第三項
- は掲出物件の除却の規定による広告物又力 条例第十九条第四項
- 物又は掲出物件の保管一項の規定による広告目 条例第十九条の二第
- 又は公示物又は掲出物件の返還物又は掲出物件の返還二項の規定による広告タ 条例第十九条の二第
- 等物又は掲出物件の売却四項の規定による広告2 条例第十九条の二第
- 物文は掲出物件の廃棄大項の規定による広告ソ 条例第十九条の二第
- は立入検査くは資料提出の要求又の規定による報告若しい 条例第二十条第一項
- ネ 条例第二十二条の規

- 改造の許可び掲出物件の変更及びの規定による広告物及
- 与 の規定による条件の付り 条例第十二条第二項
- による許可の取消しヌ 条例第十七条の規定
- 置の命令の規定による必要な措の 条例第十九条第一項
- 置の実施の規定による必要な措う、条例第十九条第二項
- び費用の徴収の規定による代執行及り 条例第十九条第三項
- は掲出物件の染却の規定による広告物又为 条例第十九条第四項
- 物又は掲出物件の保管一項の規定による広告ョ 条例第十九条の二第
- 又は公示物又は掲出物件の返還物又は掲出物件の返還二項の規定による広告タ 条例第十九条の二第
- 等 物又は掲出物件の売却四項の規定による広告 2 条例第十九条の二第
- 物文は掲出物件の廃棄六項の規定による広告ソ 条例第十九条の二第
- は立入検査くは資料提出の要求又の規定による報告若しツ、条例第二十条第一項
- ネ 条例第二十二条の規

定による届出の受理 ナ条例第二十七条の規 定による指導、助言及 早頃の ラ 条例第二十七条の五 第二項の規定による指 導及び助言 ム 条例第二十七条の六 第一項の規定による勧 ΉI ウ 条例第二十七条の六 第二項の規定による勧 ヰ 条図第二十七条の六 第三項の規定による公 表 / ≪室無二十九≪の六 第四頃の規定による意 見を述べる機会の付与 三十一 三重県屋外広告物各市(津市、 条例(以下この項におい松阪市及び て「条例」という。) 及鈴鹿市を除 グ 同条 例 の 揺 行 の た め の ∨ 。) 、 木 規則に基づく次に掲げる首岬町、東 事務 員町、菰野 不 条例第十九条第四項面、朝日町、 の規定による広告物文川越町、多 **溪町、明和** は掲出物件の除却 ロ 条 図 第 十 九 条 の 二 第 面 、 王 城 臣 、 一項の規定による広告。度会町、南 物又は掲出物件の保管 伊勢町、紀 へ 条例第十九条の二第1年、御浜 二項の規定による広告町及び紀宝 物文は掲出物件の返還面 又は公示 こ 条例第十九条の二第 四項の規定による広告 物又は掲出物件の売却

定による届出の受理 ナ 条例第二十七条の規 定による指導、助言及 岩関の ラ 条例第二十七条の五 第二項の規定による指 導及び助言 ム 条例第二十七条の六 第一項の規定による勧 ∄п ウ 条例第二十七条の六 第二項の規定による勧 #1 ヰ 条図第二十七条の六 第三項の規定による公 表 / 条図網コナカ条のよ 第四頃の規定による意 見を述べる機会の付与

三十一 三重県屋外広告物各市(津市) 条例(以下この頃におい松阪市及び て「条例」という。) 及鈴鹿市を除 び同条例の施行のための√。)、木 規則に基づく次に掲げる首岬町、東 員町、菰野 事務 不 条例第十九条第四項面、朝日町、 の規定による広告物又川越町、多 は掲出物件の除却 **溪町、明和** ロ 条例第十九条の二第一、大台町、 一項の規定による広告王城町、度 物又は掲出物件の保管 会町、南伊 へ 条例第十九条の二第一勢町、紀北 二項の規定による広告町、御浜町 物又は掲出物件の返還及び紀宝町 又は公示 こ 条例第十九条の二第 四項の規定による広告 物又は掲出物件の売却

本 条例第十九条の二第	
大項の規定による広告	
物又は掲出物件の廃棄	
〈 条例第二十条第一页	
の規定による報告若し	
くは資料提出の要求又	
は立入検査(イに係る	
ものお願る。)	
三三十二~二十六 (器)	(盤)

三十二~三十六 (略) ものに限る。)は立入検査(イに係るけは資料提出の要求又くは資料提出の要求又の規定による報告若しへ 条例第二十条第一項物又は掲出物件の廃棄大項の規定による広告法 条例第十九条の二第

宝 宝

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- の行為とみなす。
 については、大台町長がした処分その他の行為又は大台町長に対してなされた申請その他が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において大台町長現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に条例(以下この項において「条例等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で2010条例の施行の協定における事務に係る条例又は規則2010の表例の施行の際改正後の別表第二第三十号の項に掲げる事務に係る条例又は規則2011

ます。三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布し

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県条例第八十一号

やる。

三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例

三重県家畜保健衛生所手数料条例(昭和五十三年三重県条例第二十七号)の一部を次の

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正ように改正する。

为	正 後	松 田 恒		
別表第二 (第二条関係)		別表第二 (第二条関係)		
区 尔	手数料の額	区分手数料の額		
一検査		1		
イ~ル (器)	(盤)	ケール (を) (を)		
リ その他の検	農業保険法施行規則	り その他の検昭和三十年農林省告		
桓	(平成二十九年農林	性 性 性 生 工 中		
	水産省令第六十三号)	基づいて算定した点		
	第百十七条第一項の	数に十円を乗りて命		
	規定に基づき農林水	くと		
	産大臣が定める点数	<u> </u>		
	に十円を乗じて得た	₹		
	0			
11~月 (盤)	(と)	11~月 (盤) (盤)		

至 宝

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

条例の一部を改正する条例をここに公布します。医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県条例第八十二号

を改正する条例医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部

四年三重県条例第六十六号)の一部を狄のように改正する。医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例(平成二十

する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

改 旧 後	改 圧
(病院の施設)	(病院の施設)
第五条 法第二十一条第一項の規定により、	第五条 法第二十一条第一項の規定により、
病院は、消毒施設及び洗濯施設(法第十五	病院は、消毒施設及び洗濯施設(法第十五
条の三第二項の規定により繊維製品の減	条の二の規定により繊維製品の減菌消毒
菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を	の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託す
委託する場合における当該業務に係る設	る場合における当該業務に係る設備を除
備を除く。)を有しなければならない。	く。)を有しなければならない。
0.00 (智)	ひ・m (22)

至 三

この条例は、公布の日から施行する。

ここに公布します。 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県条例第八十三号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与及び統費に関する条例の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。第一条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三

正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

S/ 11	S/ (1) J=
为 出	名
(類米 半 ៕)	() () () () () () () () () ()
第四条 知事及び副知事には期末手当を一	第四条 知事及び副知事には期末手当を一
般職に属する県職員の例により支給する。	般職に属する県職員の例により支給する。
ただし、期末手当の額については、給料月	ただし、期末手当の額については、給料月
額及び給料月額に百分の四十五を乗じて	額及び給料月額に百分の四十五を乗じて
得た額の合計額に次の各号に掲げる割合	得た額の合計額に次の各号に掲げる割合
を乗じて得た額とする。	を乗じて得た額とする。
(2)	(盤)
11 十二月 百分の百七十七・五	二 十二月 百分の百七十二・五
(八八 1 1 1 1 1 1 1 1	(阅 饝 串 ៕)
無 日 《 留)	無 日 《 と と と と と と と と と と と と と と と と と と
□ (智)	0 (盤)
3 退職手当の額は、退職した日におけるそ	σ 退職手当の額は、退職した日におけるそ
の者の給料月額に知事又は副知事として	の者の給料月額に知事又は副知事として
の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に	の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に
掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定	掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定
める割合を乗じて得た額とする。	める割合を乗じて得た額とする。
一 知事 <u>百分の出十八</u>	一 知事 百分の五十九
二 副知事 百分の三十七	二 副知事 百分の三十九
4~0 (磊)	4~の (器)

正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改第二条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 圧
((類 末 手 当)
第四条 知事及び副知事には期末手当を一	第四条 知事及び副知事には期末手当を一

般職に属する県職員の例により支給する。 ただし、期末手当の額については、給料月 額及び給料月額に百分の四十五を乗じて 得た額の合計額に次の各号に掲げる割合 を乗じて得た額とする。

大月 <u>百分の百六十七・五</u>

1) 十二年 <u>百分の百六十七・日</u>

般職に属する県職員の例により支給する。 ただし、期末手当の額については、給料月 額及び給料月額に百分の四十五を乗じて 得た額の合計額に炊の各号に掲げる割合 を乗じて得た額とする。

1 大田 西分の百五十七・日

1) 十二甲 <u>百分の百七十七・日</u>

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)

の一部を炊のように牧正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

> 玖 띰

(徐 対 以 外 の 怨 中)

(徐 対 以 外 の 徐 中)

致

第三条 教育長には、前条に規定する給料の第三条 教育長には、前条に規定する給料の ほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を 一般職に属する県職員の例により支給す る。ただし、期末手当の額については、給 料月額及び当該給料月額に百分の四十五 を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲 げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の 額については、三重県職員退職手当支給条 网 (昭和二十九年三重県条図第六十一号) 第六条の四の規定を適用しないで計算し た額とする。

(盤)

十二
 一
 中の
 中の

ほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を 一般職に属する県職員の例により支給す る。ただし、期末手当の額については、給 料月額及び当該給料月額に百分の四十五 を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲 げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の 額については、三重県職員退職手当支給条 例 (昭和二十九年三重県条例第六十一号) 第六条の四の規定を適用しないで計算し た額とする。

(と)

11 十二月 百分の百七十二・五

(隔)

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 圧する。

> 改 띰 筬

(総 科 以 外 の 怨 中)

改

第三条 教育長には、前条に規定する給料の第三条 教育長には、前条に規定する給料の ほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を 一般職に属する県職員の例により支給す る。ただし、期末手当の額については、給 料月額及び当該給料月額に百分の四十五

ほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を 一般職に属する県職員の例により支給す る。ただし、期末手当の額については、給 料月額及び当該給料月額に百分の四十五 を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲 を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲

띰

温

げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の 額については、三重県職員退職手当支給条 例 (昭和二十九年三重県条例第六十一号) 第六条の四の規定を適用しないで計算し た額とする。

大月 百分の百六十七・五

 十二旦
 百分の百六十九・日 (盤)

げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の 額については、三重県職員退職手当支給条 例 (昭和二十九年三重県条例第六十一号) 第六条の四の規定を適用しないで計算し た額とする。

六月 百分の百五十七・五

十二
 一
 中二
 一
 中二
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中
 中</

改 正

温

(常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第五条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第 五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の汝正前欄に掲げる規定を同表の汝正後欄に掲げる規定に傍線で示すように攻 正する。

改 正 溪

(徭葬以外の徭中)

第二条 委員には、前条に規定する給料のほ(第二条 委員には、前条に規定する給料のほ か、通勤手当、期末手当及び退職手当を一 般職に属する県職員の例により支給する。 ただし、期末手当の額については、給料月 額及び給料月額に百分の四十五を乗じて 得た額の合計額に次の各号に掲げる割合 を乗じて得た額とし、退職手当の額につい ては、三重県職員退職手当支給条例(昭和 二十九年三重県条例第六十一号) 第六条の 四の規定を適用しないで計算した額とす $^{\circ}$

(盤) 1

十二月 百分の百七十七・五

か、通動手当、期末手当及び退職手当を一 般職に属する県職員の例により支給する。 ただし、期末手当の額については、給料月 額及び給料月額に百分の四十五を乗じて 得た額の合計額に次の各号に掲げる割合 を乗じて得た額とし、退職手当の額につい ては、三重県職員退職手当支給条例(昭和 二十九年三重県条例第六十一号) 第六条の 四の規定を適用しないで計算した額とす ω $^{\circ}$

(と) 1

十二
 一
 中
 日
 力
 日
 力
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日</li

第六条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正す ω_{\circ}

次の表の汝正前欄に掲げる規定を同表の汝正後欄に掲げる規定に傍線で示すように攻 正する。

改 띰 後

띰 段 温

(徐棹以外の徐与)

か、通勤手当、期末手当及び退職手当を一 般職に属する県職員の例により支給する。

ただし、期末手当の額については、給料月

(徐 科 以 外 の 徐 与)

第二条 委員には、前条に規定する給料のほ第二条 委員には、前条に規定する給料のほ か、通勤手当、期末手当及び退職手当を一 般職に属する県職員の例により支給する。 ただし、期末手当の額については、給料月 額及び給料月額に百分の四十五を乗じて| 額及び給料月額に百分の四十五を乗じて

得た額の合計額に次の各号に掲げる割合 を乗じて得た額とし、退職手当の額につい ては、三重県職員退職手当支給条例(昭和 二十九年三重県条例第六十一号)第六条の 四の規定を適用しないで計算した額とす κ_{\circ}

六月 百分の百六十七・五

十二月 百分の百六十七・五

得た額の合計額に次の各号に掲げる割合 を乗じて得た額とし、退職手当の額につい ては、三重県職員退職手当支給条例(昭和 二十九年三重県条例第六十一号) 第六条の 四の規定を適用しないで計算した額とす $\kappa_{\rm o}$

六月 百分の百五十七・五

二 十二月 百分の百七十七・五

(織見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び除費条例の一部改正) 第七条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例(昭和二十二 年三重県条例第十九号)の一部を炊のように改正する。

次の表の汝正前欄に掲げる規定を同表の汝正後欄に掲げる規定に傍線で示すように攻 正する。

玜 끧

(総 科 以 外 の 怨 中)

改

H

温

第二条 常勤の監査委員には、前条に規定す第二条 常勤の監査委員には、前条に規定す る給料のほか、通動手当、期末手当及び退 職手当を一般職に属する県職員の例によ り支給する。ただし、期末手当の額につい ては、給料月額及び給料月額に百分の四十 五を乗じて得た額の合計額に次の各号に 掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当 の額については、三重県職員退職手当支給 条例(昭和二十九年三重県条例第六十一 号)第六条の四の規定を適用しないで計算 した額とする。

(盤)

1) 十二四 四分の四十十十・日

る給料のほか、通勤手当、期末手当及び退 職手当を一般職に属する県職員の例によ り支給する。ただし、期末手当の額につい ては、給料月額及び給料月額に百分の四十 五を乗じて得た額の合計額に次の各号に 掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当 の額については、三重県職員退職手当支給 条例(昭和二十九年三重県条例第六十一 号)第六条の四の規定を適用しないで計算 した額とする。

(と)

十二
 一
 中
 日
 力
 日
 力
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日</li

第八条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部を次の ように改正する。

次の表の汝正前欄に掲げる規定を同表の汝正後欄に掲げる規定に傍線で示すように攻 正する。

改 띰 後

改 (徐 科 以 外 の 徐 与)

(徐 科 以 外 の 徐 与)

る給料のほか、通勤手当、期末手当及び退 職手当を一般職に属する県職員の例によ り支給する。ただし、期末手当の額につい

第二条 常動の監査委員には、前条に規定す第二条 常動の監査委員には、前条に規定す る給料のほか、通勤手当、期末手当及び退 職手当を一般職に属する県職員の例によ り支給する。ただし、期末手当の額につい ては、給料月額及び給料月額に百分の四十一ては、給料月額及び給料月額に百分の四十

띰

温

五を乗じて得た額の合計額に次の各号に 掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当 の額については、三重県職員退職手当支給 条例(昭和二十九年三重県条例第六十一 号)第六条の四の規定を適用しないで計算 した額とする。

六月 百分の百六十七・五

十二月 百分の百六十七・五

五を乗じて得た額の合計額に次の各号に 掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当 の額については、三重県職員退職手当支給 条例(昭和二十九年三重県条例第六十一 号)第六条の四の規定を適用しないで計算 した額とする。

六月 百分の百五十七・五

1 十二甲 西分の百七十十・五

(公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正)

第九条 公営企業管理者の給与及び旅費条例(昭和四十一年三重県条例第五十九号)の一 部を次のように 改正する。

次の表の汝正前欄に掲げる規定を同表の汝正後欄に掲げる規定に傍線で示すように攻 正する。

改 끧

(徭葬以外の徭中)

第二条 管理者には、前条に規定する給料の第二条 管理者には、前条に規定する給料の ほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を 一般職に属する県職員の例により支給す る。ただし、期末手当の額については、給 料月額及び給料月額に百分の四十五を乗 じて得た額の合計額に次の各号に掲げる 割合を乗じて得た額とし、退職手当の額に ついては、三重県職員退職手当支給条例 (昭和二十九年三重県条例第六十一号) 第 大条の四の規定を適用しないで計算した 額とする。

(と)

十二四
 四分の四十十十・日

温

ほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を 一般職に属する県職員の例により支給す る。ただし、期末手当の額については、給 料月額及び給料月額に百分の四十五を乗 じて得た額の合計額に次の各号に掲げる 割合を乗じて得た額とし、退職手当の額に ついては、三重県職員退職手当支給条例 (昭和二十九年三重県条例第六十一号) 第 大条の四の規定を適用しないで計算した 額とする。

(盤)

十二
 一
 中
 日
 力
 日
 力
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日</li

23 (器)

第十条 公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部を炊のように改正する。 次の表の汝正前欄に掲げる規定を同表の汝正後欄に掲げる規定に傍線で示すように攻 正する。

改 띰 後

(徐 科 以 外 の 徐 与)

ほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を 一般職に属する県職員の例により支給す

띰 改 温

(徐 科 以 外 の 徐 与)

第二条 管理者には、前条に規定する給料の第二条 管理者には、前条に規定する給料の ほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を 一般職に属する県職員の例により支給す る。ただし、期末手当の額については、給る。ただし、期末手当の額については、給 料月額及び給料月額に百分の四十五を乗一料月額及び給料月額に百分の四十五を乗 額とする。 大条の四の規定を適用しないで計算した(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第ついては、三重県職員退職手当支給条例割合を乗じて得た額とし、退職手当の額にじて得た額の合計額に次の各号に掲げる

| 大月 <u>百分の百六十七・五</u>

02 (2)

領とする。 大条の四の規定を適用しないで計算した(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第ついては、三重県職員退職手当支給条例割合を乗じて得た額とし、退職手当の額にじて得た額の合計額に次の各号に掲げる

一 六月 百分の百五十七・五

二 十二月 百分の百七十七・五

23 (器)

至 宝

(桶行型口等)

- 第十条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び

(期末手当の内払)

手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。理者の給与及び旅費条例第二条の規定に基づいて平成三十年十二月に支給された期末査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管例第二条の規定、第七条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布し 来る。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木菜敬

三重県条例第八十四号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与の特例に関する条例(平式二十九年三重県条例第四十四号)の一部 を炊のように致正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

致 띰 溪

(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)

第七条 (密)

2 平成二十九年四月一日から平成三十二2 平成二十九年四月一日から平成三十二 年三月三十一日までの間における職員の 勤勉手当に係る規定の適用については、職 員の給与条例第二十二条第二項第一号中 「百分の九十(特定管理職員にあつては、 百分の百十)」とあるのは「百分の八十五・ 七五(特定管理職員にあつては、百分の百 五・七五)」と、「百分の九十五(特定管 理職員にあつては、百分の百十五)」とあ るのは「百分の九十・七五(特定管理職員 にあつては、百分の百十・七五)」と、職 員の給与条例附則第二十二項中「百分の 一・三五 (特定管理職員にあつては、百分 の一・大王)」とあるのは「百分の一・二 人六二五(特定管理職員にあつては、百分
 の一・五八六二五)」と<u>、「百分の一・</u>四 二五(特定管理職員にあつては、百分の一・ 七二五)」とあるのは「百分の一・三六一 二五(特定管理職員にあつては、百分の一・ 大大一二五)」と、「百分の九十(特定管 理職員にあつては、百分の百十)」とある のは「百分の八十五・七五(特定管理職員 にあつては、百分の百五・七五) 」と、「百 分の九十五(特定管理職員にあつては、百 分の百十五)」とあるのは「百分の九十・ 七五(特定管理職員にあつては、百分の百

致 띰 温

(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)

第七条 (密)

年三月三十一日までの間における職員の 勤勉手当に係る規定の適用については、職 員の給与条例第二十二条第二項第一号中 「百分の九十(特定管理職員にあつては、 百分の百十)」とあるのは「百分の八十五・ 七五 (特定管理職員にあつては、百分の百 五・七五)」と、職員の給与条例附則第二 十二項中「百分の一・三五(特定管理職員 にあつては、百分の一・六五) 」とあるの は「百分の一・二八六二五(特定管理職員 にあつては、百分の一・五八六二五)」と、 「百分の九十(特定管理職員にあつては、 百分の百十)」とあるのは「百分の八十五・ 七五(特定管理職員にあつては、百分の百 五・七五)」と、公立学校職員の給与条例 第二十四条第二項第一号中「百分の九十」 とあるのは「百分の八十五・七五」と、公 立学校職員の給与条例附則第十五項中「百 分の一・三五」とあるのは「百分の一・二 八六二五」と、「百分の九十」とあるのは 「百分の八十五・七五」とする。

第二十四条第二項第一号中「百分の九十、 とあるのは「百分の八十五・七五、」と、 「百分の九十五」とあるのは「百分の九十・ 七五一と、公立学校職員の給与条例附則第 十五項中「百分の一・三五」とあるのは「百 分の一・二八六二五」と、「百分の一・四 二五」とあるのは「百分の一・三六一二五」 と、「百分の九十、」とあるのは「百分の 八十五・七五、」と、「百分の九十五」と あるのは「百分の九十・七五」とする。

(任期付職員等の給料の月額及び期末手 辿の茶図)

第八条 (略)

2 平成二十九年四月一日から平成三十二2 平成二十九年四月一日から平成三十二 年三月三十一日までの間における特定任 期付職員及び第一号任期付研究員の期末 手当に係る規定の適用については、任期付 職員条例第五条第二項及び第三項並びに 任期付研究員条例第六条第三項中「百分の 百六十五」とあるのは「百分の百六十・七 五」と、「百分の百七十」とあるのは「百 公の石六十日・七日」とする。

(任期付職員等の給料の月額及び期末手 辿の茶図)

第八条 (略)

年三月三十一日までの間における特定任 期付職員及び第一号任期付研究員の期末 手当に係る規定の適用については、任期付 職員条例第五条第二項及び第三項並びに 任期付研究員条例第六条第三項中「百分の 百六十五」とあるのは「百分の百六十・七 出しとする。

第二条 知事等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の汝正前欄に掲げる規定を同表の汝正後欄に掲げる規定に傍線で示すように汝 正する。

数 끰 浽

(田紀)

考慮し、平成二十九年四月一日から平成三 十二年三月三十一日までの間(以下「特例 期間」という。)において、知事、副知事、 教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者 及び職員の給与を減額するための特例を 定めることを目的とする。

(知事の給料の額の特例)

数 띰 温

(田紀)

第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を 考慮し、平成二十九年四月一日から平成三 十二年三月三十一日までの間において、知 事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公 営企業管理者及び職員の給与を減額する ための特例を定めることを目的とする。

(知事の給料の額の特例)

第二条 特例期間においては、知事の給料の第二条 平成二十九年四月一日から平成三 額は、知事及び副知事の給与及び旅費に関|十一年三月三十一日までの間(以下「特例 する条例(昭和三十五年三重県条例第五十<u>期間」という。)</u>においては、知事の結挙 給料月額は、同条の規定による額とする。手当及び退職手当の額の算定についてのる額を減じて得た額とする。ただし、期末知事の月額から、その百分の二十に相当す三号)第一条の規定にかかわらず、同条の

(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)

) 第七条 (路)

る。の給料月額は、同条の規定による額とすの給料月額は、同条の規定による額とすままり。なほについてする額を減じて得た額とする。ただし、期の知事の月額から、その百分の二十に相当十三号)第一条の規定にかかわらず、同条関する条例(昭和三十五年三重県条例第五の額は、知事及び副知事の給与及び旅費に

(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)

) 第七条 (路)

年三月三十一日までの間における職員の 勤勉手当に係る規定の適用については、職 員の給与条例第二十二条第二項第一号中 「百分の九十 (特定管理職員にあつては、 <u>百分の百十</u>)」とあるのは「<u>百分の八十五・</u> <u>七五</u>(特定管理職員にあつては、<u>百分の百</u> 五・七五)」と、「百分の九十五(特定管 理職員にあつては、百分の百十五)」とあ るのは「百分の九十・七五(特定管理職員 にあつては、百分の百十・七五)」と、職 員の給与条例附則第二十二項中「百分の 一・三五 (特定管理職員にあつては、百分 の一・大王)」とあるのは「百分の一・二 八六二五 (特定管理職員にあつては、百分 の一・五八六二五)」と、「百分の一・四 二五(特定管理職員にあつては、百分の一・ 七二五)」とあるのは「百分の一・三六一 二五(特定管理職員にあつては、百分の一・ 大大一二五)」と、「百分の九十(特定管 理職員にあつては、百分の百十)」とある のは「百分の八十五・七五(特定管理職員 にあつては、百分の百五・七五)」と、「百 分の九十五(特定管理職員にあつては、百 分の百十五)」とあるのは「百分の九十・ 七五(特定管理職員にあつては、百分の百 十・七五)」と、公立学校職員の給与条例 第二十四条第二項第一号中「百分の九十、」 とあるのは「百分の八十五・七五、」と、

(任期付職員等の給料の月額及び期末手 当の特例)

第 八 条 (略)

2 特例期間における特定任期付職員及び2 平成二十九年四月一日から平成三十二 第一号任期付研究員の期末手当に係る規 定の適用については、任期付職員条例第五 条第二項及び第三項並びに任期付研究員 条例第六条第三項中「百分の百六十七・五」 とあるのは「百分の百六十三・二五」とす κ_{\circ}

「百分の九十五」とあるのは「百分の九十・ 七五」と、公立学校職員の給与条例附則第 十五項中「百分の一・三五」とあるのは「百 分の一・二八六二五」と、「百分の一・四 ||五||とあるのは「百分の一・三六一二五| と、「百分の九十、」とあるのは「百分の 八十五・七五、」と、「百分の九十五」と あるのは「百分の九十・七五」とする。 (任期付職員等の給料の月額及び期末手 当の特図)

第 (%)

年三月三十一日までの間における特定任 期付職員及び第一号任期付研究員の期末 手当に係る規定の適用については、任期付 職員条例第五条第二項及び第三項並びに 任期付研究員条例第六条第三項中「百分の <u> 百六十五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十・七</u> 五」と、「百分の百七十」とあるのは「百 公の石六十五・七五」とする。

至 三

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一 日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与の特例に関する条例の規定は、平成三十年 十二月一日から適用する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。 平找三十年十二月二十一日

> 三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県条例第八十五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部牧正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を炊のよ うに致正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

改 正 後	改 正 前
((用)
第十二条の二 (略)	継十川然の川 (器)
2 地域手当の月額は、給料の月額、管理職	2 地域手当の月額は、給料の月額、管理職

手当の月額及び扶養手当の月額の合計額 に、炊の各号に掲げる地域手当の級地の区 分に応じて、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。

」~√ (盤)

七 七級地 百分の三(人事委員会規則で 定める地域及び公署にあつては、百分の 回・()

8 (盤)

(循口恒手៕)

第十六条 (路)

- 2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につ 2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につ 日直勤務にあっては二万千円、人事委員会 規則で定める管理又は監督の業務その他 特殊な業務を主として行う宿日直勤務に あつては七十四百円)を超えない範囲内に おいて人事委員会規則で定める。
- 3 第一項の勤務のうち常直的な宿日直動|3 第一項の勤務のうち常直的な宿日直勤 務を命じられた職員には、その勤務に対し 人事委員会規則で定める月額の宿日直手 当を支給する。

手当の月額及び扶養手当の月額の合計額 に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区 分に応じて、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。

(盤) 가~ (

七 七級地 百分の三(人事委員会規則で 定める地域及び公署にあつては、百分の 回・月)

8 (盤)

(循日恒手当)

掷十六条 (路)

- き、四千四百円(入院患者の病状の急変等)き、四千二百円(入院患者の病状の急変等 に対処するための医師又は歯科医師の宿 に対処するための医師又は歯科医師の宿 日直勤務にあつては<u>二万円</u>、人事委員会規 則で定める管理又は監督の業務その他特 殊な業務を主として行う宿日直勤務にあ <u>っては七十二百円</u>)を超えない範囲内にお いて人事委員会規則で定める。
- 務を命じられた職員には、その勤務に対し て、<u>二万二千円</u>を超えない範囲内において

 て、

 <u>1万一千円</u>を超えない

 範囲内において 人事委員会規則で定める月額の宿日直手 当を支給する。

(24)

に解用された職員には、当該各号に定める に解用された職員には、当該各号に定める 額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げ る職に係るものにあっては採用の日から 三十五年以内、第二号に掲げる職に係るも のにあっては採用の日から十二年以内の 期間、採用後人事委員会規則で定める期間 を経過した日から一年を経過するごとに その額を減じて、初任給調整手当として支 給する。

| 医師又は歯科医師の資格を有する職 員の職のうち採用による欠員の補充が 困難であると認められる職で人事委員 会規則で定めるもの 月額三十六万八 千八百円

11 (盤)

ひ・の (盤)

(勤勉手当)

無11十11条 (器)

- 2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任 2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任 命権者が人事委員会の定める基準に従っ て定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、任命権者が支給する勤勉手 当の額の、その者に所属する次の各号に掲 げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当 該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - 前項の職員のうち次号及び第三号に 掲げる職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ の基準日現在(退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあつては、退職し、 若しくは失職し、又は死亡した日現在。 汝項及び附則第十九項第四号において 同じ。) において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額 の合計額を加算した額に、六月に支給す る場合においては百分の九十 (特定管理

(盤)

(初任給調整手当)

第十七条の三 次の各号に掲げる職に新た第十七条の三 次の各号に掲げる職に新た 額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げ る職に係るものにあつては採用の日から 三十五年以内、第二号に掲げる職に係るも のにあっては採用の日から十二年以内の 期間、採用後人事委員会規則で定める期間 を経過した日から一年を経過するごとに その額を減じて、初任給調整手当として支 給する。

> 医師又は歯科医師の資格を有する職 員の職のうち採用による欠員の補充が 困難であると認められる職で人事委員 会規則で定めるもの 月額 三十六万八 十 四 百 日

11 (盤)

2・8 (器)

(勤勉手当)

無11十11殊 (器)

- 命権者が人事委員会の定める基準に従っ て定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、任命権者が支給する勤勉手 当の額の、その者に所属する炊の各号に掲 げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当 該各号に掲げる額を超えてはならない。
- 一 前項の職員のうち次号及び第三号に 掲げる職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ の基準日現在(退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあつては、退職し、 若しくは失職し、又は死亡した日現在。 汝項及び附則第十九項第四号において 同じ。) において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額 の合計額を加算した額に百分の九十 (特 定管理職員にあつては、百分の百十)を

職員にあつては、百分の百十)、十二月 に支給する場合においては百分の九十 五(特定管理職員にあつては、百分の百 十五) を乗じて得た額の総額

- 二 前項の職員のうち特定職員 当該特 二 前項の職員のうち特定職員 当該特 定職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給 する場合においては百分の九十五、十二 月に支給する場合においては百分の百 を乗じて得た額の総額
- 三 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に 支給する場合においては百分の四十二・ 五(特定管理職員にあつては、百分の五 十二・五)、十二月に支給する場合にお いては百分の四十七・五(特定管理職員 にあつては、百分の五十七・五)を乗じ て得た額の総額

8・4 (器)

勉手当の支給について準用する。この場合 勉手当の支給について準用する。この場合 において、第二十一条の二中「指条第一面」 とあるのは「第二十二条第一項」と、同条 第一号中「基準日から」とあるのは「基準 日(第二十二条第一項に規定する基準日を いう。以下この条及び<u>次条第三項第三号</u>に おいて同じ。)から」と、「支給日」とあ るのは「支給日(第二十二条第一項に規定 する人事委員会規則で定める日をいう。以 下この条及び<u>次条第一項</u>において同じ。)」 と読み替えるものとする。

当 法

$1 \sim 1$ (器)

23、附則第十九項の規定が適用される間、 第二十二条第二項第一号に定める額は、同 号の規定にかかわらず、同号の規定により 算出した額から、同号に掲げる職員で附則 第十九項の規定により給与が減ぜられて 支給されるものの勤勉手当減額対象額に、

乗じて得た額の総額

- 定職員の勤勉手当基礎額に百分の九十 五を乗じて得た額の総額
- 三 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の 四十二・五(特定管理職員にあつては、 百分の五十二・五)を乗じて得た額の総

$\varepsilon \cdot 4$ (密)

5 前二条の規定は、第一項の規定による動5 前二条の規定は、第一項の規定による動 において、第二十一条の二中「指条第一面」 とあるのは「第二十二条第一項」と、同条 第一号中「基準日から」とあるのは「基準 日 (第二十二条第一項に規定する基準日を いう。以下この条及び<u>次条</u>において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日 (同項に規定する人事委員会規則で定め る日をいう。以下この条及び<u>欠条</u>において 同じ。)」と読み替えるものとする。

当 当

$1 \sim 1$ (盤)

22 附則第十九項の規定が適用される間、 第二十二条第二項第一号に定める額は、同 号の規定にかかわらず、

同号の規定により 算出した額から、同号に掲げる職員で附則 第十九項の規定により給与が減ぜられて 支給されるものの勤勉手当減額対象額に 六月に支給する場合においては百分の一・一百分の一・三五(特定管理職員にあつては、 三五(特定管理職員にあつては、百分の一・ 大五)、十二月に支給する場合においては 百分の一・四二五(特定管理職員にあって は、百分の一・七二五)を乗じて得た額(最 低号給に達しない場合にあつては、勤勉手 当減額基礎額に、六月に支給する場合にお いては百分の九十 (特定管理職員にあつて は、百分の百十)、十二月に支給する場合 においては百分の九十五(特定管理職員に <u>あつては、百分の百十五)</u>を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

百分の一・六五)を乗じて得た額(最低号 給に達しない場合にあつては、勤勉手当滅 額基礎額に百分の九十 (特定管理職員にあ つては、百分の百十)を乗じて得た額)の 総額に相当する額を減じた額とする。

(器) 23 (盤)

第二条 職員の給与に関する条例の一部を炊のように致正する。

浚

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

23~23(24)

(期末手当)

改

띰

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六 の適用を受ける職員でその職務の級が七 級以上であるもの並びに同表以外の各給 料表の適用を受ける職員でその職務の複 雑、困難及び責任の程度等がこれに相当す るもの(これらの職員のうち、特定職員及 び人事委員会規則で定める職員を除く。第 ニ十二条及び附則第二十二項において「特 定管理職員」という。)にあつては、百分 <u>の百十</u>を乗じて得た額)に、基準日以前六 箇月以内の期間におけるその者の在職期 間の炊の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。

(24)

(期末手当)

|分の百三十を乗じて得た額(行政職給料表|| 月に支給する場合においては百分の百二 十二・五、十二月に支給する場合において は百分の百三十七・五を乗じて得た額(行 政職給料表の適用を受ける職員でその職 務の級が七級以上であるもの並びに同表 以外の各給料表の適用を受ける職員でそ の職務の複雑、困難及び責任の程度等がこ れに相当するもの(これらの職員のうち、 特定職員及び人事委員会規則で定める職 員を除く。第二十二条及び附則第二十二項 において「特定管理職員」 という。) にあ つては、六月に支給する場合においては百 分の百二・五、十二月に支給する場合にお いては百分の百十七・五を乗じて得た額) に、基準日以前六箇月以内の期間における その者の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて 得た額とする。

띰

温

改

」~□ (盤)

| 特定職員に対する前項の規定の適用に||3||| 特定職員に対する前項の規定の適用に

ついては、同項中「百分の百三十」とある のな「何分の七十」かかる。

用については、同項中「百分の百三十」と あるのは「百分の七十二・五」と、「百分 の百十」とあるのは「百分の六十二・五」 かる。

い~~ (器)

(勤勉手当)

無11十11然 (器)

- 2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任 命権者が人事委員会の定める基準に従っ て定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、任命権者が支給する勤勉手 当の額の、その者に所属する汝の各号に掲 げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当 該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - 一 前項の職員のうち次号及び第三号に 掲げる職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ の基準日現在(退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあっては、退職し、 若しくは失職し、又は死亡した日現在。 **次項及び附則第十九項第四号において** 同じ。) において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額 の合計額を加算した額に百分の九十二・ 五(特定管理職員にあつては、百分の百 <u>十二・五)</u>を乗じて得た額の総額
 - 二 前項の職員のうち特定職員 当該特 定職員の勤勉手当基礎額に百分の九十 <u>七・五</u>を乗じて得た額の総額

ついては、同項中「百分の百二十二・五」 とあるのは「百分の六十二・五」と、「百 分の百三十七・五」とあるのは「百分の七 十九・出」かかる。

再任用職員に対する第二項の規定の適す 再任用職員に対する第二項の規定の適 用については、同項中「百分の百二十二・ 五一とあるのは「百分の六十五」と、「百 分の百三十七・五」とあるのは「百分の八 十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百 分の五十五」と、「百分の百十七・五」と あるのは「百分の七十」とする。

で~~ (器)

(勤勉手当)

継二十二条 (器)

- 命権者が人事委員会の定める基準に従つ て定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、圧命権者が支給する勤勉手 当の額の、その者に所属する汝の各号に掲 げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当 該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - 一 前項の職員のうち炊号及び第三号に 掲げる職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ の基準日現在(退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあつては、退職し、 若しくは失職し、又は死亡した日現在。 **次項及び附則第十九項第四号において** 同じ。) において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額 の合計額を加算した額に、六月に支給す る場合においては百分の九十(特定管理 職員にあつては、百分の百十)、十二月 に支給する場合においては百分の九十 五(特定管理職員にあつては、百分の百 十五)を乗じて得た額の総額
- 二 前項の職員のうち特定職員 当該特 定職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給 する場合においては百分の九十五、十二

月に支給する場合においては百分の百 を乗じて得た額の総額 三 前項の職員のうち再任用職員 三 前項の職員のうち再任用職員 当該 当 該 再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の 再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に 四十五(特定管理職員にあつては、百分 支給する場合においては百分の四十二・ <u>の五十五)</u>を乗じて得た額の総額 五(特定管理職員にあつては、百分の五 十二・五)、十二月に支給する場合にお いては百分の四十七・五(特定管理職員 にあっては、百分の五十七・五)を乗じ て得た額の総額 8 (2) こくの

8 (路)

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)

の一部を炊のように改正する。

次の表の汝正前欄に掲げる規定を同表の汝正後欄に掲げる規定に傍線で示すように攻

正する。

改 띰 (給与条例の適用徐外等) 第六条 (略)

(盤)

po 第一号任期付研究員及び第二号任期付po 第一号任期付研究員及び第二号任期付 十七条の二第一項及び第二十一条第二項 の規定の適用については、給与条例第三条 第一項中「この条例」とあるのは「この条 例及び一般職の任期付研究員の採用等に 関する条例(平成十二年三重県条例第七十 二号)第五条の規定」と、給与条例第十七 条の二第一項中「前条第一項の規定に基づ く人事委員会規則で指定する職を占める 職員」とあるのは「前条第一項の規定に基 づく人事委員会規則で指定する職を占め る職員及び第一号任期付研究員」と、給与 条例第二十一条第二項中「百分の百二十 二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、 「百分の百三十七・五」とあるのは「百分

<u>8 百十十</u>」かずる。

(給与条例の適用染外等)

改

띰

浱

第六条 (略)

(密)

十七条の二第一項及び第二十一条第二項 の規定の適用については、給与条例第三条 第一項中「この条例」とあるのは「この条 例及び一般職の任期付研究員の採用等に 関する条例(平成十二年三重県条例第七十 二号) 第五条の規定」と、給与条例第十七 条の二第一頃中「前条第一頃の規定に基づ く人事委員会規則で指定する職を占める 職員」とあるのは「前条第一項の規定に基 づく人事委員会規則で指定する職を占め る職員及び第一号任期付研究員」と、給与 条例第二十一条第二項中「百分の百二十 二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、 「百分の百三十七・五」とあるのは「百分 の百六十五」とする。

第四条 一般職の任期付研究員の踩用等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

띰 出 改 浽 致 温

(給与条例の適用除外等)

第六条 (略)

2 (器)

 第一号任期付研究員及び第二号任期付 第一号任期付研究員及び第二号任期付 十七条の二第一項及び第二十一条第二項 の規定の適用については、給与条例第三条 第一項中「この条例」とあるのは「この条 例及び一般職の任期付研究員の採用等に 関する条例(平成十二年三重県条例第七十 二号)第五条の規定」と、給与条例第十七 条の二第一項中「前条第一項の規定に基づ く人事委員会規則で指定する職を占める 職員」とあるのは「前条第一項の規定に基 づく人事委員会規則で指定する職を占め る職員及び第一号任期付研究員」と、給与 条 例 第 二 十 一 条 第 二 項 中 「 百 分 の 百 三 十 」 とあるのは「百分の百六十七・五」とする。

(給与条例の適用除外等)

第六条 (略)

研究員に対する給与条例第三条第一項、第┃ 研究員に対する給与条例第三条第一項、第 十七条の二第一項及び第二十一条第二項 の規定の適用については、給与条例第三条 第一項中「この条例」とあるのは「この条 例及び一般職の任期付研究員の採用等に 関する条例(平成十二年三重県条例第七十 二号)第五条の規定」と、給与条例第十七 条の二第一項中「前条第一項の規定に基づ く人事委員会規則で指定する職を占める 職員」とあるのは「前条第一項の規定に基 づく人事委員会規則で指定する職を占め る職員及び第一号任期付研究員」と、給与 条例第二十一条第二項中 「百分の百二十 二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、 「百分の百三十七・五」とあるのは「百分 <u>6 石十十</u>カやゆ。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号) の一部を炊のように牧正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

圧する。

玜 띰 後 (特定任期付職員についての給与条例等 の 適用 徐 外 等)

第五条 (略)

|2 特定任期付職員に対する給与条例第三||2 特定任期付職員に対する給与条例第三| 条第一項、第十七条の二第一項及び第二十 一条第二項の規定の適用については、給与 条例第三条第一項中「この条例」とあるの は「この条例及び一般職の任期付職員の採 用等に関する条例 (平成十四年三重県条例 第六十一号)第四条の規定」と、給与条例 第十七条の二第一項中「人事委員会規則で

(特定任期付職員についての給与条例等 の 適用 係 外 禁)

段

띰

温

条第一項、第十七条の二第一項及び第二十 一条第二項の規定の適用については、給与 条例第三条第一項中「この条例」とあるの は「この条例及び一般職の任期付職員の採 用等に関する条例 (平成十四年三重県条例 第六十一号)第四条の規定」と、給与条例 第十七条の二第一項中「人事委員会規則で 指定する職を占める職員!とあるのは「人 事委員会規則で指定する職を占める職員 及び一般職の任期付職員の採用等に関す る条例第二条第一項の規定により任期を 定めて採用された職員」と、給与条例第二 十一条第二項中「百分の百二十二・五」と あるのは「百分の百六十五」と、「百分の 百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」 かかる。

|3 特定任期付職員に対する公立学校給与|3 特定任期付職員に対する公立学校給与 条例第五条第一項、第六条第一項、第九条 の二、第二十二条の三第一項及び第二十三 条第二項の規定の適用については、公立学 校給与条例第五条第一項中「この条例」と あるのは「この条例及び一般職の任期付職 員の採用等に関する条例 (平成十四年三重 県条例第六十一号) 第四条の規定」と、公 立学校給与条例第六条第一項及び第九条 の二中「この条例」とあるのは「この条例 及び一般職の任期付職員の採用等に関す る条例第四条の規定」と、公立学校給与条 例第二十二条の三第一項中「規則で指定す る職」とあるのは「規則で指定する職及び 一般職の任期付職員の採用等に関する条 例第二条第一項の規定により任期を定め て採用された職員」と、公立学校給与条例 第二十三条第二項中「百分の百二十二・五一 とあるのは「百分の百六十五」と、「百分 の百三十七・五」とあるのは「百分の百七 干」かかる。

指定する職を占める職員」とあるのは「人 事委員会規則で指定する職を占める職員 及び一般職の任期付職員の採用等に関す る条例第二条第一項の規定により任期を 定めて採用された職員」と、給与条例第二 十一条第二項中「百分の百二十二・五」と あるのは「百分の百六十五」と、「百分の 百三十七・五」とあるのは「百分の百六十 用しわずる。

条例第五条第一項、第六条第一項、第九条 の二、第二十二条の三第一項及び第二十三 条第二項の規定の適用については、公立学 校給与条例第五条第一項中「この条例」と あるのは「この条例及び一般職の任期付職 員の採用等に関する条例 (平成十四年三重 県条例第六十一号)第四条の規定」と、公 立学校給与条例第六条第一項及び第九条 の二中「この条例」とあるのは「この条例 及び一般職の任期付職員の採用等に関す る条例第四条の規定」と、公立学校給与条 例第二十二条の三第一項中「規則で指定す る職」とあるのは「規則で指定する職及び 一般職の任期付職員の採用等に関する条 例第二条第一項の規定により任期を定め て採用された職員」と、公立学校給与条例 第二十三条第二項中「百分の百二十二・五」 とあるのは「百分の百六十五」と、「百分 の百三十七・五」とあるのは「百分の百六 十月」ったる。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

致 띰 珳 띰 温 (特定任期付職員についての給与条例等) (特定任期付職員についての給与条例等 の 適用 染 外 禁) の 適用 染 外 禁) 第五条 (略) |2 特定任期付職員に対する給与条例第三||2 特定任期付職員に対する給与条例第三 条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第一項、第十七条の二第一項及び第二十 は「百分の百六十七・五」とする。十一条第二項中「百分の百三十」とある。 定めて採用された職員」と、給与条例第二及び一般職の任期付職員の採用等に関す事委員会規則で指定する職員」とあるのは「人籍定する職を占める職員」とあるのは「人第十七条の二第一項中「人事委員会規則で発展の規定」と、給与条例のは「人は、記の条例及び一般職の任期付職員の採条例第三条第一項中「この条例」とあるのない。 発展二項の規定の適用については、給与

3 特定任期付職員に対する公立学校給与3 条例第五条第一項、第六条第一項、第九条 の二、第二十二条の三第一項及び第二十三 条第二項の規定の適用については、公立学 校給与条例第五条第一項中「この条例」と あるのは「この条例及び一般職の任期付職 員の採用等に関する条例 (平成十四年三重 県条例第六十一号) 第四条の規定」と、公 立学校給与条例第六条第一項及び第九条 の二中「この条例」とあるのは「この条例 及び一般職の任期付職員の採用等に関す る条例第四条の規定」と、公立学校給与条 例第二十二条の三第一項中「規則で指定す る職」とあるのは「規則で指定する職及び 一般職の任期付職員の採用等に関する条 て採用された職員」と、公立学校給与条例 第二十三条第二項中「百分の百三十」とあ るのは「百分の百六十七・五」とする。

| 百三十七・五| とあるのは | 百分の百七十二 | あるのは | 百分の百六十五 | と、「百分の百六十五」と、「百分の百六十五」と、「百分の | 一条第二項中 | 百分の百二十二・五」と及外 | 般職の任期付職員」と、給与条例第二十二・五」と相定する職を占める職員」とあるのは「関すまたり一般では、衛子と多のは、「人事委員会規則で、給与条例(平成十四年三重県条例は「この条例及び一般職の任期付職員の採条の関注(「この条例」とあるのは、一条第二項の規定の適用については、給与

特定任期付職員に対する公立学校給与 条例第五条第一項、第六条第一項、第九条 の二、第二十二条の三第一項及び第二十三 条第二項の規定の適用については、公立学 校給与条例第五条第一項中「この条例」と あるのは「この条例及び一般職の任期付職 員の採用等に関する条例 (平成十四年三重 県条例第六十一号) 第四条の規定」と、公 立学校給与条例第六条第一項及び第九条 の二中「この条例」とあるのは「この条例 及び一般職の任期付職員の採用等に関す る条例第四条の規定」と、公立学校給与条 例第二十二条の三第一項中「規則で指定す る職」とあるのは「規則で指定する職及び 一般職の任期付職員の採用等に関する条 て採用された職員」と、公立学校給与条例 第二十三条第二項中 | 百分の百二十二・五] とあるのは「百分の百六十五」と、「百分 の百三十七・五」とあるのは「百分の百七 十二かかる。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

号)を次のように改正する。第七条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年三重県条例第六

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

改 正 後	改 旧
金 圖	老
r ∽ ∞ (~ 0 (~ 0)	~m (盤)
(給料の切替えに伴う経過措置)	(給料の切替えに伴う経過措置)
4 切替日の前日から引き続き同一の給料	4 切替日の前日から引き続き同一の給料
表の適用を受ける職員で、その者の受ける	表の適用を受ける職員で、その者の受ける
給料月額が同日において受けていた給料	給料月額が同日において受けていた給料
月額に達しないこととなるもの (人事委員	月額に達しないこととなるもの(人事委員
会規則で定める職員を除く。)には、平成	会規則で定める職員を除く。)には、平成
三十一年三月三十一日までの間、給料月額	三十四年三月三十一日までの間、給料月額
のほか、その差額に相当する額(給与条例	のほか、その差額に相当する額(給与条例
附則第十九項の規定の適用を受ける職員	附則第十九項の規定の適用を受ける職員
にあっては、当該額に百分の九十八・五を	にあっては、当該額に百分の九十八・五を
乗じて得た額とし、その額に一円未満の端	乗じて得た額とし、その額に一円未満の端
数が生じたときはこれを切り捨てた額と	数が生じたときはこれを切り捨てた額と
する。)を結構として支給する。	する。)を給料として支給する。 <u>ただし、</u>
	平成三十一年四月一日から平成三十四年
	三月三十一日までの間は、当該額に次の表
	の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞ
	礼同表の下欄に定める割合を乗じて得た
	額を給料として支給する。
	1 1 1

平成三十一年四月一日から百分の七

平成三十二年四月一日から百分の五

平成三十三年四月一日から百分の二

平成三十二年三月三十一日十五

平成三十三年三月三十一日十

平成三十四年三月三十一日十五

(盤)

圣 三

(桶行型口等)

平成三十一年四月一日から施行する。1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、

P

P

5 く [3 で

(第二十二条第二項及び附則第二十二項の改正規定に限る。)による改正後の職員の給後の職員の給与に関する条例の規定は、平成三十年四月一日から適用し、第一条の規定2 第一条の規定(第二十二条第二項及び附則第二十二項の改正規定を除く。)による改正

る条例の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。関する条例の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関す与に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に

(給与の内払)

(人事委員会規則への委任)

- する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。に関する条例の規定及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関給与に関する条例の規定、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等条例の規定」という。)を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定(以下この項においてこれらを「新正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正と、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定による改
- める。4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布 しまる。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴木菜数

三重県条例第八十六号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次の ように致正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

改 띰 送 改 띰 温

(职册餐屋)

第十五条の二 (略)

2 地域手当の月額は、給料の月額、管理職 2 地域手当の月額は、給料の月額、管理職 に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区 分に応じて、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。

」~√ (盤)

七 七級地 百分の三 (規則で定める地域 及び学校にあつては、百分の四・六)

(盤)

(福日直手当)

2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につ。(宿日直手当の額は、前項の勤務一回につ き、四千四百円 (規則で定める特殊な業務) を主として行う宿日直勤務にあっては、六 <u>千百円</u>) を超えない範囲内において規則で 定める。ただし、執務が行われる時間が執 務が通常行われる日の執務時間の二分の 一に相当する時間である日で規則で定め るものに割り振られた勤務時間に引き続 いて行われる場合 (夜間に授業を行う学校 にあつては、これに準じて規則で定める場 合)にあつては、その額は、大千六百円(規 則で定める特殊な業務を主として行う宿 日直勤務にあつては、九千百五十円)を超 えない範囲内で規則で定める額とする。

(黑州怪居)

第十日条の二 (路)

手当の月額及び扶養手当の月額の合計額|手当の月額及び扶養手当の月額の合計額 に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区 分に応じて、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。

七 七級地 百分の三(規則で定める地域 及び学校にあつては、百分の四・五)

(と)

(循日恒手当)

無二十二殊 (器)

き、<u>四千二百円</u>(規則で定める特殊な業務 を主として行う宿日直勤務にあっては、<u>五</u> <u>千九百円</u>) を超えない範囲内において規則 で定める。ただし、執務が行われる時間が 執務が通常行われる日の執務時間の二分 の一に相当する時間である日で規則で定 めるものに割り振られた勤務時間に引き 続いて行われる場合 (夜間に授業を行う学 校にあつては、これに準じて規則で定める 場合)にあつては、その額は、大千三百円 (規則で定める特殊な業務を主として行 う宿日直勤務にあつては、八千八百五十 円)を超えない範囲内で規則で定める額と 6 (2)

(勤勉手当)

- の場合において、支給する勤勉手当の額 の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総 額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超え てはならない。
 - 一 前項の職員のうち再任用職員以外の 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当 該職員がそれぞれその基準日現在(退職 し、若しくは失職し、又は死亡した職員 にあつては、退職し、若しくは失職し、 又は死亡した日現在。汝項及び附則第十 二項第六号において同じ。) において受 けるべき扶養手当の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額を加算し た額に、六月に支給する場合においては 百分の九十、十二月に支給する場合にお いては百分の九十五を乗じて得た額の 総額
 - 二 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に 支給する場合においては百分の四十 二・五、十二月に支給する場合において は百分の四十七・五を乗じて得た額の総 類

∞・4 (器)

|5 前二条の規定は、第一項の規定による動||5 前二条の規定は、第一項の規定による動 勉手当の支給について準用する。この場合 勉手当の支給について準用する。この場合 において、第二十三条の二中「指条第一面」 とあるのは「第二十四条第一項」と、同条 第一号中「基準日から」とあるのは「基準 日(第二十四条第一項に規定する基準日を いう。以下この条及び<u>次条第三項第三号</u>に おいて同じ。) から」と、「支給日」とあ

やる。

8 (盤)

(動勉手当)

無二十百殊 (器)

- 2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規 則で定める割合を乗じて得た額とする。こ 則で定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、支給する勤勉手当の額 の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総 額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超え てはならない。
 - 一 前項の職員のうち再任用職員以外の 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当 該職員がそれぞれその基準 日現在(退職 し、若しくは失職し、又は死亡した職員 にあつては、退職し、若しくは失職し、 又は死亡した日現在。汝項及び附則第十 二項第六号において同じ。) において受 けるべき扶養手当の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額を加算し た額に百分の九十を乗じて得た額の総
 - 二 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の 四十二・五を乗じて得た額の総額

∞・4 (帯)

において、第二十三条の二中「指条第一面」 とあるのは「第二十四条第一項」と、同条 第一号中「基準日から」とあるのは「基準 日(第二十四条第一項に規定する基準日を いろ。以下この条及び<u>次条</u>において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日 るのは「支給日(第二十四条第一項に規定」(同項に規定する規則で定める日をいう。 する規則で定める日をいう。以下この条及 以下この条及び<u>対条</u>において同じ。)」と び<u>次条第一項において同じ。)」と読み替</u> えるものとする。

1~4 (泰)

5. 附則第十二項の規定が適用される間、第15. 附則第十二項の規定が適用される間、第 二十四条第二項第一号に定める額は、同号 の規定にかかわらず、同号の規定により算 出した額から、同号に掲げる職員で附則第 十二項の規定により給与が減ぜられて支 給されるものの勤勉手当減額対象額に、六 月に支給する場合においては百分の一・三 五、十二月に支給する場合においては百分 <u>の一・四二五を乗じて得た額(最低号給に</u> 達しない場合にあつては、勤勉手当減額基 礎額に、 六月に支給する場合においては 百 分の九十、十二月に支給する場合において は百分の九十五を乗じて得た額)の総額に 相当する額を減じた額とする。

読み替えるものとする。

当 法

1~4 (幂)

二十四条第二項第一号に定める額は、同号 の規定にかかわらず、同号の規定により算 出した額から、同号に掲げる職員で附則第 十二項の規定により給与が減ぜられて支 給されるものの勤勉手当減額対象額に百 分の一・三五を乗じて得た額(最低号給に 達しない場合にあっては、勤勉手当滅額基 C 薩額に百分の九十を乗じて得た額)の総額 に相当する額を減じた額とする。

(番)

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

띰 改

(期末手当)

(2) (2) (2)

無 1 十 11 (と)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六 の百三十を乗じて得た額に、基準日以前六 箇月以内の期間におけるその者の住職期 間の汝の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。

→ □ (盤)

|3 再任用職員に対する前項の規定の適用|3 再任用職員に対する前項の規定の適用

(黒米半油)

無二十川然 (器)

月に支給する場合においては百分の百二 十二・五、十二月に支給する場合において は百分の百三十七・五を乗じて得た額に、 基準日以前六箇月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得 た額とする。

띰

温

改

」 ~ 囙 (と)

については、同頃中「百分の百三十」とあ」については、同頃中「百分の百二十二・五」 とあるのは「百分の六十五」と、「百分の 百三十七・五」とあるのは「百分の八十一 4~6 (器)

(動勉手当)

- の場合において、支給する勤勉手当の額 の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総 額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超え てはならない。
 - 一 前項の職員のうち再任用職員以外の 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当 該職員がそれぞれその基準日現在(退職 し、若しくは失職し、又は死亡した職員 にあつては、退職し、若しくは失職し、 又は死亡した日現在。汝項及び附則第十 二項第六号において同じ。) において受 けるべき快養手当の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額を加算し た顔に百分の九十二・五を乗じて得た額 の総額
 - 二 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の 四十五を乗じて得た額の総額

かる。

4~の (器)

(動勉手当)

継二十 日 殊 (路)

- 2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規2 動勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規 則で定める割合を乗じて得た額とする。こ 則で定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、支給する勤勉手当の額 の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総 額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超え てはならない。
 - 一 前項の職員のうち再任用職員以外の 職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当 **該職員がそれぞれその基準日現在(退職** し、若しくは失職し、又は死亡した職員 にあつては、退職し、若しくは失職し、 又は死亡した日現在。汝項及び附則第十 二項第六号において同じ。) において受 けるべき快養手当の月額及びこれに対 する地域手当の月額の合計額を加算し た額に、六月に支給する場合においては 百分の九十、十二月に支給する場合にお いては百分の九十五を乗じて得た額の 総額
 - 二 前項の職員のうち再任用職員 当該 再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に 支給する場合においては百分の四十 二・五、十二月に支給する場合において は百分の四十七・五を乗じて得た額の総

8 ~ 5 (2 と ~ 3

3 (2) (2)

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年三重県条 **図第二十八号)の一部を炊のように改正する。**

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改 正する。

改 正 後	的 正
老	基
ロ・ロ (盤)	ロ・22 (24)
(給料の切替えに伴う経過措置)	(給料の切替えに伴う経過措置)

結料として支給する。たときはこれを切り捨てた額とする。)をた額とし、その額に一円未満の端数が生じは、当該額に百分の九十八・五を乗じて得額(給与条例附則第十二項の規定により給には、平成三十一年三月三十一日までの以入事委員会が共同で定める職員を除く。)
 は別」という。)で定める職員を除く。)
 結料月額がにおりはいる。
 以下間、給料日額がは、その差額に相当する。
 以下間、結果は、なり、
 以下は、
 可能に達しないこととなるもの(県委員会は、
 お料日額が同日において受けていた給料
 表の適用を受ける職員で、その者の受ける
 お料日の前日から引き続き同一の給料

切替日の前日から引き続き同一の給料 表の適用を受ける職員で、その者の受ける 給料月額が同日において受けていた給料 月額に達しないこととなるもの(県委員会 及び人事委員会が共同で定める規則(以下 「規則」という。) で定める職員を除く。) には、平成三十四年三月三十一日までの 間、給料月額のほか、その差額に相当する 額(給与条例附則第十二項の規定により給 与が滅ぜられて支給される職員にあって は、当該額に百分の九十八・五を乗じて得 た額とし、その額に一円未満の端数が生じ たときはこれを切り捨てた額とする。)を 給料として支給する。ただし、平成三十一 年四月一日から平成三十四年三月三十一 日までの間は、当該額に次の表の上欄に掲 げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下 爛に定める割合を乗じて得た額を給料と

して支給する。

まで 平成三十四年三月三十一日十五 東成三十三年四月一日から百分の二 平成三十三年三月三十一日十 平成三十二年四月一日から百分の五 平成三十二年四月一日から百分の五 平成三十二年三月二十一日十五 東京

4~ こ (器)

宝 宝

(福行型口等)

(給与の内払)

日から随行する。 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一

4 ~ S

(密)

- 立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。条の規定(第二十四条第二項及び附則第十五項の改正規定に限る。)による改正後の公後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成三十年四月一日から適用し、第一2 第一条の規定(第二十四条第二項及び附則第十五項の改正規定を除く。)による改正
- 3 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下この項において

よる給与の内払とみなす。公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定に通づいて支給された給与は、新条例の規定に「新条例」という。)の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の

(規則への委任)

び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部 を改正する条例をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県条例第八十七号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する 条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年三重県 条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正 する。

改 띰 送 第七条 (密) 2 国内旅行にあっては、旅費の種類は、職2 国内旅行にあっては、旅費の種類は、職 員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三 員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三 重県条例第四十六号。以下「旅費条例」と いう。) 第六条第一項に規定するもの (統) <u>行雑費を除く。)</u>のほか、公務雑費とする。 3 公務雑費は、実費額により支給する。

改 띰 温 第七条 (密)

- 重県条例第四十六号。以下「旅費条例」と いう。) 第六条第一項に規定するもののほ か、公務雑費とする。
- 3 公務雑費は、旅費条例第六条に規定する 旅行雑費に代え旅行中の日数に応じ一日 当たりの定額又は実費額により支給する。
- 4 公務雑費の定額は、炊頃に規定する公務 雑費の定額の基本額による。
- ら 公務雑費の定額の基本額は、一日につき 三千円とする。
- 公務雑費の定額の基本額は、議長、副議 長若しくは議員の住居から議事堂まで、又 は、議事堂から議長、副議長若しくは議員 の住居までの旅行以外の旅行であって、か つ、県の所有する自動車(借上バスを含む。 以下同じ。)による旅行以外の旅行をした 場合に支給する。ただし、当該旅行につい て、県の所有する自動車によることが相当 であるにもかかわらず、これによらなかっ た場合は、この限りでない。
- → 交通機関による県外の旅行の場合で、次 の各号のいずれかに該当する旅行にあっ ては、第四項の規定にかかわらず公務雑費 の定額の基本額に当該各号に規定する額

を加算した額を公務雑費の定額とする。 | 公務上の必要又は天災その他やむを 得ない事情により、別に定める早朝の出 発となる旅行(第三号に掲げる旅行を除 <u>√°)</u> <u>₩E</u>

- 二 公務上の必要又は天災その他やむを 得ない事情により、別に定める夜間の帰 着となる旅行(次号に掲げる旅行を除 <u>√°)</u> <u>⊬</u>E
- 三 公務上の必要又は天災その他やむを 得ない事情により、別に定める早朝の出 発かつ夜間の帰着となる旅行 二千円
- ∞ 一日に二以上の交通機関による県外の 旅行をする場合で、これらの旅行のうち一 以上の前項各号のいずれかに該当する旅 行をするときは、第四項の規定にかかわら ず公務雑費の定額の基本額に、次の各号の 文分にぶじ、当該各号に規定する額を加算 した額を公務雑費の定額とする。
 - | 一以上の前項第一号に該当する旅行 及び一以上の同項第二号に該当する旅 行をする場合(次号に掲げる場合を除 <u>√°)</u> <u>11 \ ⊞</u>
 - 二 前項第三号に該当する旅行をする場 何 114円
 - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 干 F
- りやむを得ず負担した有料の道路若しく は駐車場の利用料金の額又はタクシー業 務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第 七十五号 第二条第一項に規定するタクシ <u>-の運賃若しくは料金の額</u>とする。
- □ 宿泊料の額は、一夜につき、次の各号に□ 宿泊料及び食卓料は、一夜当たり次の各 掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定 号に規定する額を支給する。 める額とする。
 - | 旅費条例別表第一に規定する甲地方 (第八条において単に「甲地方」とい

- || 公務雑費の実費額は、公務上の必要によ|| 公務雑費の実費額は、公務上の必要によ りやむを得ず負担した有料の道路の利用 料金の額とする。

| 万四千二百円 | 旅費条例別表第一に規定する乙地方

する。 | する地域をいう。)内における旅行についる | 食卓料の額は、一夜につき、三千百円と | 同一地域(旅費条例第二条第二項に規定

等を支給する。金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃定額を超える場合には、その超える部分のをする日において支給される公務雑費の等を要する場合で、その実費額が当該旅行は車賃(自家用自動車による旅行を除く。) た、公務上の必要又は天災その他やむを得する地域をいう。) 内における旅行についば 同一地域(旅費条例第二条第二項に規定

その都度別に定めることができる。よることが不適当であると認めるときは、において、特別の事由により前条の規定にている旅行、甲地方への旅行等をする場合公務上の必要により宿泊施設が指定され第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、

都度別に定めることができる。ことが不適当であると認めるときは、そのいて、特別の事由により前条の規定による第一の甲地方への旅行等をする場合にお法律(昭和二十五年法律第百十四号)別表ている旅行、国家公務員等の旅費に関する公務上の必要により宿泊施設が指定され第尺条 議長は、議長、副議長及び議員が、

金 三

- 1 この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。
- うち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行の条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同2 この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

規則

三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県規則第八十五号

三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則

- (趣旨) (趣旨) 三重県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則(昭和三十二年三重県規則第六十一号)の全部を改正する。
- という。) 第九条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。第一条 この規則は、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例(平成三十年三重県条例第七十九号。以下「条例」

(条例第三条第一項の規則で定める費用の割合)

下欄に掲げる割合とする。第二条 条例第三条第一項の規則で定める費用の割合は、別表第一の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の

(分担金等の決定通知)

- 書(第一号様式)により、条例第二条第一項又は第二項若しくは第三項に規定する者に通知するものとする。第三条 知事は、条例第三条第二項に規定する分担金の額を定めたときは、県営土地改良事業分担金等決定通知
- 2 知事は、前項に規定する分担金の額を変更したときは、県営土地改良事業分担金等変更通知書(第二号様式)

により、前項の規定による通知を受けた者に通知するものとする。

(分担金等の納入)

指定した日)までに、納入通知書により分担金等を納入しなければならない。第四条 前条の規定による通知を受けた者は、毎年度九月末日及び三月末日(知事が別に指定した場合は、その

(分担金等の一時支払の申出)

(第三号様式) を知事に提出しなければならない。第五条 条例第四条ただし書の規定による申出をしようとする者は、県営土地改良事業分担金等一時支払申出書

(分担金等の情算)

これを還付し、若しくは炊年度に充当し、又は追徴するものとする。第六条 第四条の規定により徴収する分担金等は、各事業年度の経過後遅滞なく精算し、過不足が生じたときは、

(条例第五条第一項の規則で定める県営土地改良事業)

- 第七条 条例第五条第一項の規則で定める県営土地改良事業は、次の各号に掲げる事業とする。
 - 一に場整備事業
 - 二 かんがい排水事業
 - 三たん水防除事業

(特別徴収金等の決定通知)

- 知書 (第四号様式)により、条例第五条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する者に通知するものとする。第八条 知事は、条例第六条に規定する特別徴収金の額を定めたときは、県営土地改良事業特別徴収金等決定通
- しなければならない。第九条 前条の規定による通知を受けた者は、知事が指定する期日までに納入通知書により特別徴収金等を納入

(徴収猶予及び減免)

(特別徴収金等の納入)

- 事業徴収猶予申請書(第五号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。第十条 条例第八条第一項により分担金等又は特別徴収金等の徴収の猶予を受けようとする者は、県営土地改良
- 六号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。2 条例第八条第一項により分担金等の減免を受けようとする者は、県営土地改良事業分担金等減免申請書(第

(条例第八条第二項の規則で定める面積)

に掲げる面積とする。第十一条 条例第八条第二項の規則で定める面積は、別表第二の上欄に掲げる事業に応じ、それぞれ同表の下欄

宝 宝

(插作黙日)

こ この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

(凝過推圖)

- とみなす。 された申請書等は、改正後の三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則に基づいて提出された申請書等2 この規則の施行の際、現に改正前の三重県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の規定に基づいて提出
- 要な調整をして使用することができる。 ている用紙は、改正後の三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必3 この規則の施行前に、改正前の三重県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の規定に基づいて作成され

別表第一 (第二条関係)

	型 包
かんがい排水事業	百分の五十以内
は 場 磐 に 事 楽	百分の四十五以内
岳	百分の五十以内
土地改良施設保全対策事業	百分の五十以内
国営造成施設県管理事業	百分の三十四以内
ため池等整備事業	百分の五十以内
防災ダム事業	百分の五十以内
たん水防除事業	百分の三十以内
農業用施設アスベスト対策事業	百分の三十以内
公害防除特別土地改良事業	百分の五十以内
 	百分の三十二以内
災害復旧事業	百分の五十以内
災害復旧関連事業	百分の五十以内
最	百分の五十以内
農村振興総合整備事業(農業生産基盤整備事業に限る。)	百分の五十以内
中山間地域総合整備事業 (農業生産基盤整備事業に限る。)	百分の五十以内

別表第二 (第十一条関係)

	恒 標
ほ場整備事業	+ドーラ
かんがい排水事業	十分の一(当該事業によって利益を受ける土地全体の面積が百ヘクタールを超え当該事業の施行地域内における当該事業によって利益を受ける土地全体の面積の
たん水防除事業	るものにあっては十へクタール) 「オクゥー(当意可覚には、アクールを恵え」 「十分ゥー(当意可覚には、アクールを恵え

第1号様式(第3条関係)

事務所 経由

県営土地改良事業分担金等決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

三重県知事

年度県営土地改良事業の分担金等の額を次のとおり決定したので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

記

 1 事業名
 事業

 2 地区・路線等名称
 地区

 3 事業費
 金
 円

 4 分担金等
 金
 円

(注) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、 三重県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由があるときは、この限りでありません。

この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第2号様式(第3条関係)

事務所 経由

県営土地改良事業分担金等変更通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

三重県知事

年 月 日第 号で通知しました 年度県営土地改良事業の分担金等の額を次のとおり変更したので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

記

1 事業名 事業

2 地区・路線等名称 地区

3 事業費

変更前決定額 金 円

変更決定額 金 円

増減額 金 円増(減)

4 分担金等

変更前決定額 金 円

変更決定額 金 円

増減額 金 円増(減)

(注) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 三重県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由があるときは、この限りでありま せん。

この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第3号様式(第5条関係)

事務所 経由

県営土地改良事業分担金等一時支払申出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所氏名印(名称及び代表者氏名)

年 月 日第 号で通知がありました 年度県営土地改良事業の分担金等の納入について、次の理由により一時支払したいので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第5条の規定により、申し出ます。

記

1 事業名 事業

2 地区・路線等名称 地区

3 分担金等 金 円

4 一時支払をしようとする期日及び理由

第4号様式(第8条関係)

事務所 経由

県営土地改良事業特別徴収金等決定通知書

第 号

年 月 日

様

三重県知事

年度県営土地改良事業の特別徴収金等を次のとおり決定したので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

1 事業名 事業名

2 地区・路線等名称 地区

- 3 徴収の対象となる行為を行った者の住所及び氏名
- 4 徴収の対象となる土地の住所及び面積
- 5 特別徴収金等 金 円
- 6 徴収理由
- (注) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 三重県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由があるときは、この限りでありません。

この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式(第10条関係)

事務所 経由

県営土地改良事業徴収猶予申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名 印

(名称及び代表者氏名)

年 月 日第 号で通知のありました 年度県営土地改良事業分担金等・特別徴収金等の納入について、次の理由により徴収猶予を受けたいので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業名 事業
- 2 地区・路線等名称 地区
- 3 分担金等・特別徴収金等 金 円
- 4 徴収猶予を受けようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 徴収猶予を受けようとする理由

第6号様式 (第10条関係)

事務所 経由

県営土地改良事業分担金等減免申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名 印

(名称及び代表者氏名)

年 月 日第 号で通知がありました 年度県営土地改良事業分担金等の納入について、次の理由により減免を受けたいので、三重県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第10条第2項の規定により申請します。

記

- 1 事業名 事業
- 2 地区・路線等名称 地区
- 3 分担金等 金 円
- 4 減免を受けようとする金額 金 円
- 5 減免を受けようとする理由

人事委規則

県人事委員会規則七―九(職員の宿日直手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重

平成三十年十二月二十一日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。三重県人事委員会規則七―九(職員の宿日直手当に関する規則)の一部を次のように改正する。三重県人事委員会規則七―九(職員の宿日直手当に関する規則)の一部を改正する規則

改	改 汪 詣
(宿日直手当の額)	(宿日直手当の額)
第三条 宿日直手当の額は、汝の各号に定める額と	第三条 宿日直手当の額は、汝の各号に定める額と
₽ 10°	を必。
一 前条第一号の勤務については、その勤務一回	一 前条第一号の勤務については、その勤務一回
につき <u>四千四百円</u> 。ただし、勤務時間が五時間	につき <u>団干二百円</u> 。ただし、勤務時間が五時間
未満の場合は、その勤務一回につき二千二百円	未満の場合は、その勤務一回につき <u>二千百円</u>
二 前条第二号の勤務については、その勤務一回	二 前条第二号の勤務については、その勤務一回
につき 二万千円。ただし、勤務時間が五時間未	につき 二万円。 ただし、勤務時間が五時間未満
満の場合は、その勤務一回につき 一万五百円	の場合は、その勤務一回につき <u>一万円</u>
三 前条第三号の勤務については、その勤務一回	三 前条第三号の勤務については、その勤務一回
につき 四千六百円。 ただし、 勤務時間が五時間	につき <u>四千四百円</u> 。ただし、勤務時間が五時間
未満の場合は、その勤務一回につき 二千三百円	未満の場合は、その勤務一回につき 二千二百円
四 前条第四号及び第五号の勤務については、そ	四 前条第四号及び第五号の勤務については、そ
の勤務一回につき <u>七千四百円</u> 。ただし、勤務時	の勤務一回につき <u>七千二百円</u> 。ただし、勤務時
間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき	間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき
川十九四田	川十六百日
五 前条第六号の勤務については、月の一日から	五 前条第六号の勤務については、月の一日から
末日までの期間において勤務した日数がその期	末日までの期間において勤務した日数がその期
間の二分の一を超える場合にあつては月額 <u>二万</u>	間の二分の一を超える場合にあつては月額 <u>二万</u>
<u>二千円</u> とし、その期間において勤務した日数が	一千円とし、その期間において勤務した日数が
その期間の二分の一以下の場合にあつては月額	その期間の二分の一以下の場合にあつては月額
1万十日	日本日日
つ (智)	0 (魯)

室 三

に関する規則)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三重県人事委員会規則七―九(職員の宿日直手当

ます。県人事委員会規則七―一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布し三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重

平成三十年十二月二十一日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 ユ

する。第一条 三重県人事委員会規則七―一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を次のように改正三重県人事委員会規則七―一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を改正する規則

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

二 再任用職員 百分の九十五
 二 再任用職員 百分の八十五
 一 再任用職員以外の職員 百分の百八十
 一 再任用職員以外の職員 百分の百八十
 合権者が定めるものとする。
 信応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分(勤勉手当の成績率)

する。第二条 三重県人事委員会規則七―一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)の一部を次のように改正

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改	改 出
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分	第十三条 成績率は、汝の各号に掲げる職員の区分
に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任	に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任
命権者が定めるものとする。	命権者が定めるものとする。
一 再任用職員以外の職員 百分の百八十五	一 再任用職員以外の職員 百分の百九十
二 再任用職員 百分の九十	二 再任用職員 百分の九十五

宝 宝

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 条の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。2 第一条による改正後の三重県人事委員会規則七―一六(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則)第十三

県人事委員会規則七―二七(初任給調整手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重

平成三十年十二月二十一日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。三重県人事委員会規則七―二七(初任給調整手当に関する規則)の一部を次のように改正する。三重県人事委員会規則七―二七(初任給調整手当に関する規則)の一部を改正する規則

	改 正	溆	·			改 正	海	
別表(第六条関	係)			別	表(第六条関	係)		
職員の区分	第 2 条第 1	項に掲げる			職員の区分	第 2 条第 1	項に掲げる	
	職を占める」	職員				職を占める『	職員	
	(イ) 採用	(ロ) (イ)				(イ) 採用	(ロ) (イ)	
	による欠	の職員以				による欠	の職員以	
	員の補充	外の職員	第2条第2		\	員の補充	外の職員	第2条第2
	が特に困		項に掲げ			が特に困		項に掲げ
	難である		る職を占		\	難である		る職を占
	と人事委		める職員		\	と人事委		める職員
	員会が認					員会が認		
	める職を				\	める職を		
	占める職				\	占める職		
期間の区分	員				期間の区分	員		
1年未満	368,800円	308,600 円	30,000円		1年未満	368,400 円	308,300 円	30,000円
1年以上2年	368,800	308,600	30,000		1年以上2年	368, 400	308, 300	30,000
未満	000,000	000,000	00,000		未満	000, 100	000,000	00,000
2年以上3年	368,800	308,600	30,000		2年以上3年	368, 400	308, 300	30,000
未満	555,500	500,000	00,000		未満	000, 100	000,000	00,000
3年以上4年	368, 800	308,600	27,000		3年以上4年	368, 400	308, 300	27,000
未満	000,000	000,000	21,000		未満	550, 100	000,000	21,000

	•	1	1
4 年以上 5 年 未満	368, 800	308,600	24, 000
5 年以上 6 年 未満	368, 800	308,600	21,000
6 年以上 7 年 未満	368, 800	308,600	18, 000
7 年以上 8 年 未満	368, 800	308,600	15, 000
8 年以上 9 年 未満	368, 800	308,600	12,000
9年以上10年 未満	368, 800	308,600	9,000
10 年以上 11 年未満	368, 800	308,600	6,000
11 年以上 12 年未満	368, 800	308, 600	3, 000
12 年以上 13 年未満	<u>368, 800</u>	308, 600	
13 年以上 14 年未満	<u>368, 800</u>	308, 600	
14 年以上 15 年未満	368, 800	308,600	
15 年以上 16 年未満	368, 800	308,600	
16 年以上 17 年未満	364, 800	305, 300	
17 年以上 18 年未満	360, 800	302,000	
18 年以上 19 年未満	356, 800	298, 700	
19 年以上 20 年未満	352, 800	295, 400	
20 年以上 21 年未満	348, 800	292, 100	
21 年以上 22 年未満	331, 900	278, 300	
22 年以上 23 年未満	314, 700	264, 300	
23 年以上 24 年未満	298,000	250, 800	
24 年以上 25 年未満	<u>281, 100</u>	236, 900	
25 年以上 26 年未満	<u>264, 200</u>	223, 200	
26 年以上 27 年未満	243, 400	205, 600	
27 年以上 28 年未満	223,000	188, 500	

1	1	ı	1 1
4 年以上 5 年 未満	368, 400	308, 300	24,000
5 年以上 6 年 未満	368, 400	308, 300	21,000
6年以上7年 未満	368, 400	308, 300	18,000
7年以上8年	368, 400	308, 300	15,000
8年以上9年 未満	368, 400	308, 300	12,000
9年以上10年	368, 400	308, 300	9,000
10 年以上 11 年未満	368, 400	308, 300	6,000
11 年以上 12 年未満	368, 400	308, 300	3,000
12 年以上 13 年未満	368, 400	308, 300	
13 年以上 14 年未満	368, 400	308, 300	
14 年以上 15 年未満	368, 400	308, 300	
15 年以上 16 年未満	368, 400	308, 300	
16 年以上 17 年未満	364, 400	305,000	
17 年以上 18 年未満	360, 400	301, 700	
18 年以上 19 年未満	356, 400	<u>298, 400</u>	
19 年以上 20 年未満	<u>352, 400</u>	<u>295, 100</u>	
20 年以上 21 年未満	348, 400	<u>291, 800</u>	
21 年以上 22 年未満	331, 500	278, 000	
22 年以上 23 年未満	314, 300	<u>264, 000</u>	
23 年以上 24 年未満	297, 600	<u>250, 500</u>	
24 年以上 25 年未満	280, 700	236, 600	
25 年以上 26 年未満	263, 800	222, 900	
26 年以上 27 年未満	243, 000	205, 300	
27 年以上 28 年未満	222, 600	188, 200	
1 / / / / / / /	Ī	l	ı l

1	•	1	1
28 年以上 29 年未満	202,600	<u>171, 200</u>	
29 年以上 30 年未満	181, 800	<u>153, 600</u>	
30 年以上 31 年未満	159, 900	135, 600	
31 年以上 32 年未満	138,000	117, 300	
32 年以上 33 年未満	116, 300	99, 400	
33 年以上 34 年未満	84, 400	73, 400	
34 年以上 35 年未満	54, 600	49, 100	
備考 (略)		1	-
女 三			

28 年以上 29 年未満	202, 200	<u>170, 900</u>	
29 年以上 30 年未満	181, 400	153, 300	
30 年以上 31 年未満	<u>159, 500</u>	135, 300	
31 年以上 32 年未満	137, 600	117,000	
32 年以上 33 年未満	115, 900	99, 100	
33 年以上 34 年未満	84, 000	73, 100	
34 年以上 35 年未満	54, 200	48,800	
備考 (略)			

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正 に関する規則)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号) の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年十二月二十一日

三重県人事委員会委員長 三 堂 1

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 \forall

三重県教育委員会規則第五号三重県人事委員会規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

|三重県教育委員会規則||公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年||三重県人事委員会規則||第四号)の一部を次の||三重県人事委員会規則

ように改正する。

炊の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正
別表第五 (第十三条関係)	別表第五 (第十三条関係)
宿日直手当額表	宿日直手当額表
区 分 手 当 額	区 分 手 当 額

	日										
別	別表第五 (第十三条関係)			테	別表第五 (第十三条関係)						
	宿日直手当	領表				Ð	伯日直手当	領表			
	M &	#	汌	類		M	农	#	汌	類	
	第十三条第一項	一 勤務一	回に	つき四十		無十11	条第一項	1 勤效	伤一回に	. つき 回干	
	第一号の勤務	四百円と	らる。	ただし、		無一中	の勤務	1111日日	シャル.	。ただし、	
		勤務に従	# ~	た時間が				勤務に	に従事し	とた時間が	
	五時間未満の場合は、動							旧掛問	黒米糖の!	場合は、勤	
								終一回	国につき	<u> 11年 百日</u>	
		円とする。						とする	9°		
		11 前号の	規定	にかかわ				11	での規定	にかかわ	
		らず、執效	開射等	成が午前八				ひず、	執務時間	岡が午前人	
		申三十 分	2 3	午後零時				世 111 -	下分から	午後零時	
		三十分ま	でと	定められ				111+4	ガまでと	定められ	

	ている日又はこれに相		ている日又はこれに相
	当する日に正規の勤務		当する日に正規の勤務
	時間に引き続いて行わ		時間に引き続いて行わ
	れる宿直勤務(夜間に授		れる宿直勤務(夜間に授
	業を行う学校にあつて		業を行う学校にあつて
	は、執務時間が午後五時		は、執務時間が午後五時
	から午後九時までと定		から午後九時までと定
	められている目又はこ		められている日又はこ
	れに相当する日に正規		れに相当する日に正規
	の勤務時間の前又は後		の勤務時間の前又は後
	に引き続いて行う宿直		に引き続いて行う宿直
	勤務)は、一回につき		勤務)は、一回につき
	六千六百円とする。		六千三百円とする。
第十三条第一項	一 勤務一回につき六千	第十三条第一項	一 勤務一回につき五千
第二号の勤務	百円とする。ただし、動	第二号の勤務	九百円とする。ただし、
	務に従事した時間が五		勤務に従事した時間が
	時間未満の場合は、勤務		五時間未満の場合は、勤
	一回につき三十五十日		務一回につき二千九百
	かる。		五十円とする。
	二 前号の規定にかかわ		二 前号の規定にかかわ
	らず、執務時間が午前八		らず、執務時間が午前八
	時三十分から午後零時		時三十分から午後零時
	三十分までと定められ		三十分までと定められ
	ている日又はこれに相		ている日又はこれに相
	当する日に正規の勤務		当する日に正規の勤務
	時間に引き続いて行わ		時間に引き続いて行わ
	れる宿直勤務は、一回に		れる宿直勤務は、一回に
	O v. 31 m H 1 m 1.1		つき八千八百五十円と
	つき九千百五十円とす		
	る。 てきれ年居王十円とす		₽ 10°

付買

則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規

の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)

三重県人事委員会委員長 竹 川 博平成三十年十二月二十一日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県教育委員会規則第六号三重県人事委員会規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条(公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年 三重県教育委員会規則第二号)の一三一条(公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年 三重県人事委員会規則)

部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 出
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第十三条 成績率は、汝の各号に掲げる職員の区分	第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分

に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県 委員会が定めるものとする。

一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内

二 再任用職員 百分の九十五以内

委員会が定めるものとする。

一 再任用職員以外の職員 百分の百八十以内

二 再任用職員 百分の八十五以内

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

数 用 %	改 旧
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第十三条 成績率は、汝の各号に掲げる職員の区分	第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分
に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県	に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県
委員会が定めるものとする。	委員会が定めるものとする。
一 再任用職員以外の職員 百分の百八十五以内	一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内
二 再任用職員 百分の九十以内	二 再任用職員 百分の九十五以内

宝 宝

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、平成三十年十 二月一日から適用する。

議会訓令

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布します。 平成 30 年 12 月 21 日

三重県議会議長 前 田 剛 志

三重県議会訓令第1号

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成19年三重県議会訓令第2号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前			
(旅費の計算方法)	(旅費の計算方法)			
第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、	第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、			
三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手			
当に関する条例(昭和31年三重県条例第44号)第	当に関する条例(昭和31年三重県条例第44号)第			
6条から第8条までに規定する旅費の例により、	6条から第8条までに規定する旅費の例により、			
計算することができる。この場合において、同条	計算することができる。この場合において、同条			
例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、	例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、			
同条例第7条第2項から <u>第4項までの規定</u> 中「公	同条例第7条第2項から <u>第9項まで及び第11項</u> 中			
務雑費」とあるのは「政務雑費」と、 <u>同項及び同</u>	「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、 <u>同条例</u>			
条例第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」	第7条第7項、第9項及び第11項並びに第8条中			
とする。	「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。			
第10 見様式な物のとるにむゆる				

第10号様式を次のように改める。

第10号様式(第9条第1項第2号関係)

費) 旅費等支出計算書 (会派分、議員分) (経費区分 旅 行 者 職 氏 名 (EII) 務 用 年 月 日 程 市•町•村 び 都・道・府・県 (郡) 及 き 行 先 (行き先の名称) 円 1 旅費 (運賃等1 円) 円) (運賃等2 (運賃等3 円) (運賃等4 円) (運賃等5 円) 円) (自家用車使用 円/km× k m =(宿泊費 円/泊 X 泊 円) (政務雜費 円) 支出内訳 (加減額1 円) 円) (加減額2 (加減額3 円) 2 付随する経費 円 (参加費、資料代等 円) 円/箇所 × 円) (手土産代 箇所 (その他1(内容) 円)) 円) (その他2 (内容 (その他3 (内容) 円)

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規程の施行の日から平成31年4月30日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費については、 この規程による改正後の三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程第6条の規定にかかわらず、三重県議 会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(平成30年三重県条例第 87 号) による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年三重県条 例第44号。以下この項において「旧条例」という。)第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算 することができる。この場合において、旧条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、旧条例第7条第 2 項から第9 項まで及び第11 項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、同条第7項、第9項及び第11項 並びに旧条例第8条中「公務上」とあるのは、「政務活動上」とする。
- 3 この規程の施行の日から平成31年4月30日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費のうち自家 用自動車等による旅行をする場合の車賃の額については、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき30 円として計算するものとする。
 - 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程を廃止する規程をここに公布します。 平成 30 年 12 月 21 日

三重県議会議長 前 岡川 志 \blacksquare

三重県議会訓令第2号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程を廃止する規程 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規程(平成22年三重県議会訓令第7号) は、廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に完了した旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日前の 期間に対応する分については、なお従前の例による。

Ξ 重 県 発行

三重県津市広明町13番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/